

ヴエルサイユ講和條約の第四百三十二條以下に規定せられてゐる「労働條約不履行に對する異議を審査すべき労働審理委員會」の委員は、各國の政府、雇主、労働者の三者から各一名宛を出すことになつてをり、其の選任は政府の推薦によること、なつてゐるのであつて、我國からは從來政府側委員として鎌田榮吉氏、雇主側委員として武藤山治氏、労働側委員として根本卯平氏の三氏が就任して來た處、根本卯平氏が死亡されたので、内務省社會局では其の後任に就て爾來各方面に涉つて詮衡中の處、本組合長濱田國太郎氏を推薦することに決定し、六年十一月二十日松本社會局長官から濱田組合長宛に其の内諾を求めて來たので協議の結果、受諾の方針を決定し、正式受諾の旨を同局長に送達した。

## 調査報告部

現質主義を基調とする本組合運動の健質性は、唯正確なる船内労働の資料によつてのみ保持せられるものと言ふも毫も過言ではない。

特に本年度の如く海運界の不況が益々その深度を増大し益々その没落的傾向を加へゝある時期に於いては、是に因由する資本の狂燥的逆襲の前に、吾等の防衛陣を強化し吾等の生活權擁護の抗争を合理化するために、層一層船内労働の正確なる資料を必要とするとは言ふまでもない。

此見地より調査部は六月末現在を以て毎年定期に船内労働調査をなすべき方針を確立し、本年度に於いてその第一回調査を行ひ、給食料、汽船船員掃除手當、年度手當、勤務手當、航海手當、時間外労働手當、危險手當等々に就いて各船内幹事諸君と協力してその報告を蒐集し、その結果九十九社、二百六十隻よりの詳細なる調査報告を得た。

此數字は吾國海運の現勢より見てもとより部分的たることを免れないが尙一般概況を推知するに足り、極めて貴重なる資料として本組合運動に貢獻する處多大であつた。

組合運動が本年度最も其重點を置いたる海員失業對策中、失業防止の觀點より幾多の調査資料を基準として船員徵兵受檢手續の改善方を陸軍並通信當局に陳情し、遂に陸軍當局が組合の熱意を認められたる結果は五月八日兵役法施行令第七十八條の改正によつて現れたが組合は其受檢の實績について更に詳細なる調査を行ひ本問題に對する今後の運動に資することとした。

要之、調査部事業は組合各専門部との有機的關係に於いて特に重要な任務を有するものであつて、本年度の如き組合未會するに至つた。

## 失業海員救濟事業報告

海運經濟恐慌の深刻化するにつれて、昨年末以來繫船數は益々増加し、その必然的結果として失業海員數は各月増大の傾向に於て、組合基金中より六萬圓を支出し、更に職場にある組合員の寄附をまつて獨力にて、神戸其他六ヶ所の支部所在地に授するに至つた。